

ストレスチェック制度は 大丈夫ですか？

無料相談実施中

2015年12月1日より改正労働安全衛生法が施行されることとなり、全ての企業でストレスチェック制度の実施が義務付けられました。(50人未満の事業所では当分の間努力義務) この義務に対して法律で決められたから仕方ない・・・という気持ちで取り組んでいませんか？メンタルヘルス対策は好意的に考えることが重要です。メンタルヘルス対策の費用対効果は2倍になると実証されています。 働きやすい職場環境につながるストレスチェック制度をスムーズに導入しましょう。



BS式ストレスチェック制度

①説明会の実施

従業員の皆様に説明会・周知を行うことで本来の目的に寄与することができます

集団分析実施後に分析結果を報告し経営者と一緒に改善項目を検討します

②規程の整備

ストレスチェック実施規程、メンタルヘルス規程等の作成を実施します

豊富な書式類の中から弊社が場面に応じた書式を作成し提供いたします

③外部委託

ストレスチェックの実施・集計・分析・集団分析報告を弊社の精神保健福祉士が実施します

制度設計に不可欠な御社の衛生委員会を弊社の社会保険労務士・衛生管理者が調査審議します

※制度に精通した経験豊富な専門家に依頼することで、衛生委員会の実施から集団分析の改善提案報告までワンストップで実施することができ、担当者の負担軽減につながり、働きやすい職場環境づくりを実現することができます。

ストレスチェック制度導入対策

■制度導入前に準備すること

①事業者による方針の表明・基本方針作成・周知

②衛生委員会にて11項目を調査・審議（議事録の作成）

③ストレスチェック制度実施規程（マニュアル）・各書式の作成

④ストレスチェック制度社員全体周知・説明会

※法律に定めるストレスチェックの実施には準備段階として、これらのプロセスを組んで実施することが必要になります。万が一、メンタルヘルス不調者が出てトラブルになった場合このプロセスに従って実施していたかという事が重要になります！

■労働安全衛生法の義務

- ① 産業医は選任・届出されていますか？
- ② 衛生管理者は選任・届出されていますか？
- ③ 衛生委員会は開催していますか？

どうやって始めたらいいかわからない…

表立って相談しづらい…

誰に相談したらいいかわからない…

※50人以上の事業場では産業医、衛生管理者の選任・届出が義務になります。また、衛生委員会を毎月1回開催し議事録を3年間保存しなければなりません。いずれの場合も不履行時には改善命令ならびに各々50万円以下の罰金などが課せられます。また民事においては安全配慮義務違反で高額な損害賠償を請求されることも予想されます。

制度を好意的に捉え「働きやすい職場環境」を目指しメンタルヘルス対策に取り組んでみてはいかがでしょうか。

弊社の社会保険労務士・人事コンサルタントが訪問とヒアリングを行い、御社にあったメンタルヘルス対策をお手伝いいたします。お気軽にお電話ください。

■その他（外部委託実施事項）

- ・セルフケア研修・ラインケア研修・メンタルヘルス研修などの各種研修の実施
- ・職場環境改善意識調査の実施・集計・分析・報告
- ・産業保健関係助成金の提案・書類作成・支給申請
- ・安全衛生管理体制構築のお手伝い等